

議案第 81 号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 17 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成 12 年墨田区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部 55 の 3 の項中「若しくは第 68 条の 69 第 3 項第 5 号イ」を削り、同部 56 の項中「若しくは第 68 条の 69 第 3 項第 7 号イ」を削り、同部 57 の項中「若しくは第 68 条の 69 第 3 項第 6 号」を削り、同部 58 の項中「若しくは第 68 条の 69 第 3 項第 7 号ロ」を削り、同部 65 の項の次に次のように加える。

65 の2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	1 件につき 160,000 円	許可申請のとき。
----------	--	--	------------------	----------

付 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表 3 建築・都市計画・土木関係の部 55 の 3 の項から 58 の項までの改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）附則第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第 16 条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 68 条の 69 第 3 項第 7 号に規定する認定の申請に対する審査については、前項ただし書に規定する改正規定による改正前の別表 3 建築・都市計画・土木関係の部 56 の項及び 58 の項の規定は、な

おその効力を有する。

(提案理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正により、同法の規定に基づく住宅の容積率の特例許可に係る手数料を新設するほか、租税特別措置法の一部改正により、所要の規定整備をする必要がある。